

平成27年第1回川本町議会定例会会議録

(最終日) 平成27年3月12日 午後3時00分開議

議 長	去る6日に開会されました、平成27年第1回定例会も本日、最終日となりました。連日、熱心にご審議をいただき、誠にありがとうございました。
々	ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
々	それではただちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。
々	日程第1、「委員長報告」を議題とします。 予算特別委員会委員長から「委員会審査報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。2番石川予算特別委員会委員長。
石川予算 特別委員 長	平成27年3月12日。 川本町議会議長 植田昌平 殿。 予算特別委員会 委員長 石川達也。 委員会審査報告書。 本委員会は付託議案を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第76条の規定により報告します。 記。
々	「議案第16号、平成27年度川本町一般会計予算」、「原案認定」。
々	「議案第17号、平成27年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」、「原案認定」。
々	「議案第18号、平成27年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」、「原案認定」。
々	「議案第19号、平成27年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」、「原案認定」。
々	「議案第20号、平成27年度川本町簡易水道事業特別会計予算」、「原案認定」。
々	「議案第21号、平成27年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」、「原案認定」。 以上でございます。

- 議長 以上で、予算特別委員会委員長の報告を終わります。
- 々 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 それでは、ただ今、報告のありました各議案につきまして、これより討論を行います。
- 々 「議案第16号、平成27年度川本町一般会計予算」につきまして、討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 次に、「議案第17号、平成27年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」につきまして、討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 次に、「議案第18号、平成27年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」につきまして、討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 次に、「議案第19号、平成27年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 次に、「議案第20号、平成27年度川本町簡易水道事業特別会計予算」につきまして、討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 次に、「議案第21号、平成27年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」につきまして、討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 それでは、これより採決に入ります。

議 長

この採決は、「挙手」により行います。

々

最初に「議案第16号、平成27年度川本町一般会計予算」に対する委員長報告は、原案のとおり「可決」であります。

この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第16号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

次に、「議案第17号、平成27年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」に対する委員長報告は、原案のとおり「可決」であります。

この委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第17号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

次に、「議案第18号、平成27年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」に対する委員長報告は、原案のとおり「可決」であります。

この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第18号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

次に、「議案第19号、平成27年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」に対する委員長報告は、原案のとおり「可決」であります。

この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第19号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

次に、「議案第20号、平成27年度川本町簡易水道事業特別会計予算」に対する委員長報告は、原案のとおり「可決」であります。

この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第20号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

次に、「議案第21号、平成27年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」に対する委員長報告は、原案のとおり「可決」であります。

この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第21号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

以上で予算特別委員会委員長の報告を終わります。

々

次に、産建町民常任委員長から「陳情審査結果報告書」が提出されておりますので、

議 長 委員長から報告していただきます。それでは産建町民常任委員長の報告をお願いします。1番高良産建町民常任委員長。

高良産町
常任委員
長 平成27年3月12日。
川本町議会議長 植田昌平 殿。
産建町民常任委員会 委員長 高良敏幸。
陳情審査結果報告書。
本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第9
3条第1項の規定により報告します。
記。
1、受理番号、陳情第1号、農協改革など、「農業改革」に関する陳情。
付託年月日、平成27年3月6日。
審査年月日、平成27年3月10日。
審査の結果、不採択とすべきもの。

々 2、受理番、陳情第2号、米価対策の意見書を求める陳情。
付託年月日、平成27年3月6日。
審査年月日、平成27年3月10日。
審査の結果、不採択とすべきもの。
以上でございます。

議 長 以上で、産建町民常任委員長の報告を終わります。

々 始めに、「陳情第1号」に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「陳情第1号、農協改革など、農業改革に関する陳情」に対する委員長報告は、「不
採択とすべきもの」であります。
この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「陳情第1号」は委員長報告のとおり「不採択」とすることに「決定」し
ました。

議 長

次に、「陳情第2号」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

「陳情第2号、米価対策の意見書を求める陳情」に対する委員長報告は、「不採択とすべきもの」であります。

この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々

よって、「陳情第2号」は委員長報告のとおり「不採択」とすることに「決定」しました。

々

以上で、産建町民常任委員長の報告を終わります。

々

日程第2、「議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

々

「議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「多数」であります。

々

よって、「議案第2号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

日程第3、「議案第3号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

- 議 長 (「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第3号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第3号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第4、「議案第4号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第4号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第4号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第5、「議案第5号、川本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第5号、川本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

- 議 長 よって「議案第5号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第6、「議案第6号、川本町ふるさと創生施策審議会条例を廃止する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第6号、川本町ふるさと創生施策審議会条例を廃止する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第6号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第7、「議案7号、川本町公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案7号、川本町公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第7号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第8、「議案第8号 川本町企業立地支援緊急貸付条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。

- 議 長 これより「採決」に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第8号 川本町企業立地支援緊急貸付条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第8号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第9、「議案第12号、平成26年度川本町一般会計補正予算（第8号）」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 （「ありません」の声あり）
 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第12号、平成26年度川本町一般会計補正予算（第8号）」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第12号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第10、「議案第13号、平成26年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 （「ありません」の声あり）
 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第13号、平成26年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第13号」は原案のとおり、「決定」しました。

- 議 長 日程第11、「議案第14号、平成26年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第14号、平成26年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第14号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第12、「議案第15号、平成26年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第15号、平成26年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第15号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第13、「議案第22号、専決処分の承認を求めることについて《平成26年度川本町一般会計補正予算（第7号）》」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

- 議 長 「議案第 2 2 号、専決処分の承認を求めることについて《平成 2 6 年度川本町一般会計補正予算（第 7 号）》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第 2 2 号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第 1 4、「議案第 2 3 号、専決処分の承認を求めることについて《損害賠償の額を定めることについて》」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第 2 3 号、専決処分の承認を求めることについて《損害賠償の額を定めることについて》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第 2 3 号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第 1 5、「議案第 2 4 号、邑智郡総合事務組合理約の一部変更について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第 2 4 号、邑智郡総合事務組合理約の一部変更について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第 2 4 号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第 1 6、「議案第 2 5 号、川本町過疎地域自立促進計画の一部変更について」の件を議題と致します。

番外
三宅町長 同意を求める。
記。
住所、島根県邑智郡川本町大字三原351番地。
氏名、松井^{まついつぐのり}紹憲。
生年月日、昭和27年8月28日生。
平成27年3月12日提出。川本町長 三宅 実。よろしくお願ひします。

議長 以上で、提案理由の説明を終わります。
これより質疑を行います。質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第27号、副町長の選任について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第27号」は原案のとおり、「同意」されました。

々 ここで暫時休憩します。 (午後 3時31分)
松井教育長、議場への入場をお願いします。
(松井教育長 議場入場)

々 ただいま審議されました「副町長の選任について」は、満場一致で承認されました。
それでは、松井教育長、壇上へ登壇の上、ご挨拶をお願い致します。

番外松井
教育長 それでは失礼致します。先ほどは、副町長につきまして、ご承認を賜りまして誠にありがとうございました。職責の重さを考えると身が引き締まる思いが致しますけれども、一生懸命務めたいと思いますので、ご支援ご協力のほどよろしくお願ひ致します。私は、昭和49年に川本町職員として採用されました。その時の川本町は47年災害の復旧という事で、あちこちでいろいろな片付けをしながら新しい町づくりをするんだという事で、大変の中にもみんなが纏まって一生懸命取り組んでいた状況があります。国や県の出先機関の協力のもと、また町民は復興しようという事で江川太鼓を立ち上げるという、そのような状況の中で新たな町づくりという事で私もその中の一員として務めさせていただきました。それから40年経ってみますと、国や県の出先機関の統廃合等で一気に川本町は少子高齢化という荒波に揉まれております。ただ

番外松井 教育長 | いまは3, 500人という事で自治体の存続等も問われる状況になっています。この
ような中で私が副町長として、どのように出来るだろうかという思いもありますけれど、三宅町長のもと、職員と一丸となって一生懸命誠心誠意、努めてまいりたいと思いますので、皆さん方のご支援をお願い致しまして私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

議 長 | 以上で、ご挨拶を終わります。

々 | それでは、会議を再開します。 (午後 3時34分)

々 | 日程第19、「議案第28号、教育委員会教育長の任命について」の件を議題と致します。

々 | ここで暫時休憩します。 (午後 3時35分)
谷川産業振興課長、議場からの退席をお願いします。
(谷川産業振興課長 議場退場)

々 | 会議を再開します。 (午後 3時35分)

々 | 執行部より提案理由の説明を求めます。番外三宅町長。

番外 三宅町長 | 「議案第28号、教育委員会教育長の任命について」。
下記の者を教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、島根県邑智郡川本町大字川下1432番地1。

氏名、谷川^{やがわけんじ}賢治。

生年月日、昭和30年8月29日生。

平成27年3月12日提出。川本町長 三宅 実。よろしくお願ひします。

議 長 | 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 | これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 | これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

- 議 長 「議案第28号、教育委員会教育長の任命について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第28号」は原案のとおり、「同意」されました。
- 々 ここで暫時休憩します。 (午後 3時39分)
すみません、議案の訂正がございますので、お願い致します。
「議案第28号、教育委員会教育長の選任について」とありますが、「任命について」ですので、訂正をお願い致します。
- 々 谷川産業振興課長、議場への入場をお願いします。
(谷川産業振興課長 議場入場)
- 々 ただいま審議されました「教育委員会教育長の任命について」は、満場一致で任命されました。
それでは、谷川産業振興課長、壇上へ登壇の上、ご挨拶をお願い致します。
- 番外谷川 失礼致します。先ほどは満場一致という事でご選任いただきましてありがとうございます。私も途中まで民間におりまして、帰って30年ぐらいになります。役場の中でも財政、総務、企画、最後は教育委員会からこちらの方へ戻って再び教育長という新しい教育制度の中での重責を任される事になりました。身が引き締まる思いであります。まだまだ未熟な部分も多分にありますので、皆様のご協力等を得ながら川本町の教育が益々発展しますように努力したいと思っております。よろしくお願い致します。
- 課長
- 議 長 以上で、ご挨拶を終わります。
- 々 会議を再開します。 (午後 3時40分)
- 々 日程第20、「閉会中の継続審査・調査の申し出について」の件を議題と致します。
各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布しておりますとおり、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出がありますので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまで閉会中の継続審査とする事に、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。よってそのように「決定」しました。
- 々 日程第21、「議員派遣の件について」の件を議題と致します。
お手元に配付しておりますとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よってそのように「決定」しました。

々

日程第22、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。

番外
三宅町長

3月6日から開会致しました平成27年第1回町議会定例会の閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。本定例会は平成27年度の大型予算、26年度の補正予算、それから次年度に繰り越す事業等、たくさんの案件をていあんさせていただいた議会で行いました。長期間に亘りまして慎重にご審議いただき上程致しました案件につきましては全て議案どおりご認定いただき深く感謝申し上げます。また開会中にお寄せいただきました様々なご意見等につきましては、反省の念も伴いながら真摯に受け止めながら、これからの行政運営の中で活かして参りたいと考えております。

今年度は、施政方針の冒頭におきまして申し上げましたが、60年の意義深い節目にあたる年であり、単なる職場ムード或いは懐古的なものではなくて、これからの時代の変容をしっかりと見据えて求むべき姿に向かってスタートを切るものでなければならぬと考えております。昨日、3月11日は東日本大震災の日でありました。

4年が経過致しましたが、未だに避難生活を送られている皆さん、また立ち直る事が出来ず苦労されている皆様に対しまして、一刻も早い復興を願う次第でございます。その反面、大きな被害を受けたにも関わらず、自分たちの力、地域の力で再出発をされている皆さんも大勢いらっしゃり、自然の大きな力と人間の強さ、この2つをつくづく感じる次第でございます。また、あの災害以来、お互いに助け合うということ、また地域というものが如何に大切か、絆が大切か、この事を全国民が痛感をしたところでもあります。遠くの親類よりも近くの他人、その「ことわざ」どおりであります。本町も、この絆を大切に地方創生に取り組んでいきたいと考えております。これから小中学校の卒業式がございます。そして4月に入りますと新しく入学式等もございます。議員各位におかれましては、こうした年度末、年度初めの行事等が予定されているところであります。どうかご自愛いただきまして、ご活躍いただきますようご祈念申し上げます。また、今定例会には多くの傍聴の皆様にお越しいただきました。たいへんありがとうございました。今後も多くの皆さんに町政及び議会をご理解いただくため傍聴いただければというふうに思っております。そして町民の皆さん、議員の皆さんと共に川本町の発展を新たな平成27年度をスタートしていく事を決意を申し上げます。閉会のお礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長

以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々

以上をもって、本日の議事日程は全て終了しました。

々

引き続きまして、全員協議会を準備の後、この場所で午後3時50分より開催致しますので、しばらくの間お待ち下さい。
(午後 3時45分)

々

会議を再開致します。
(午後 3時50分)

議 長 | ここで全員協議会に切り替えます。
 [閉会后、全員協議会に切り替える
 議題：地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金について、まちづくり推進課]

々 | 以上で、全員協議会を終了致します。 (午後 4時12分)

々 | ここで、このたび退任されます野坂副町長に、退任のご挨拶をお願いしたいと思います。

々 | それでは野坂副町長、お願い致します。

番外野坂
副町長 | それでは、一言ご挨拶申し上げます。
 今年度末を持ちまして、副町長を退任し、県に復帰することとなりました。
 これまで、暖かく接していただきました町民の皆様はもとより、時には厳しく、また時には、力強い励ましや応援をいただきました町議会の皆様に心から感謝と御礼を申し上げます。幼少期の私を、暖かく見守りそして育てていただいた、思い出深いこの町に、必ずや恩返しをしたい、との思い一心の3年間でありました。悠久の時を刻む 懐 深い江の川、類い希な農村景観が郷愁を誘う三原高原、心躍る勇壮な石見神楽、都市との繋がりが香る三江線、と、地域と関わりのある仕事に就きたいとの、私自身が地方公務員を志すことになった心の原点・原風景の全てがこの町にはあります。

時を超えて、最先端の市町村行政に携わらせていただく中で、皆様と一緒に、こうした地域資源のすばらしさを再発見し、それを内外に発信し続けることの大切さを、身を持って経験させていただきました。折しも、国や県を挙げての、おそらくまたとない機会でありましょう、地方創生に向けた動きが起きてまいりました。

三宅町長のもとで、必ずや、本町ならではの地方創生の取り組みが、オール島根、さらには、オールジャパンに向けて発信され、花開き、そして実を結ぶものと願っております。

県に復帰いたしましても、真の意味での恩返しの実現に向けて、他の誰にも真似することの出来ない、オンリーワンの応援者たりうるよう、誠心誠意努力してまいる所存であります。

結びに、合併60周年という記念すべき節目を迎える、川本町の更なる飛躍と、町議会の益々のご発展、そして議員の皆様、さらには町民の皆様のご健勝・ご多幸をお祈り申し上げまして、ご挨拶と致します。

3年間、本当にありがとうございました。

議 長 | 野坂副町長におかれましては、川本町政発展にご尽力いただき、大変お世話になりました。県に戻られましても、川本町へのご支援、ご指導を今まで以上によろしくお願い致します。

たいへんありがとうございました。

議 長

これをもって、平27年第1回川本町議会定例会を閉会致します。
お疲れ様でした。

(午後 4時15分)

この会議録は、川本町議会事務局長 宇山 廣繁 が記載したもので、その内容において、
正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員